

令和7年3月5日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、鴻池運輸株式会社（所在地 大阪府大阪市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋（内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 大野（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
鴻池運輸株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町4丁目3番9号

2. 指名停止措置期間

令和7年3月5日から令和7年4月4日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の元使用人は、使用人だった令和4年7月～令和5年10月、共謀して取引先に架空の物品購入や作業契約に関する請求書を提出させ、当該業者に財産上の損害を与えた疑いがあるとして、令和7年1月27日、会社法違反（特別背任）容疑で大阪府警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の元使用人が会社法違反の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内